

平成 30 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 …………… 1
- 1. 所管事務調査 …………… 24

平成 30 年 9 月 11 日 (火曜日)

文教福祉委員会会議録

君

平成30年9月11日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時13分閉議（実時間112分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第101号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
1. 議案第103号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））
1. 議案第109号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正等について
1. 議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（学校施設のブロック塀について）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 橋本幸一君
委員 金子昌平君
委員 鈴木田幸一君
委員 野崎伸也君
委員 橋本徳一郎君
委員 福嶋安徳君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	桑田謙治君
教育部次長	和久田敬史君
教育サポートセンター所長	沖村巧君
首席審議員兼教育施設課長	有馬健一君
教育政策課長	機智三郎君
学校教育課長	西村裕君
学校教育課審議員	田北佳一郎君
学校教育課教育支援係長	松田英里君
健康福祉部長兼福祉事務所長	丸山智子君
健康福祉部次長兼福祉事務所次長	小林眞二君
長寿支援課長	鶴田洋明君
理事兼こども未来課長	田中かおり君
国保ねんきん課長	岩瀬隆敏君
健康福祉政策課長	續良彦君
生活援護課長	角竜一郎君

○記録担当書記

鶴田直美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第100号・平成30年度八代市一般会

計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず歳出の第9款・教育費及び第10款・災害復旧費について、教育部から説明願います。

○教育部長（桑田謙治君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部でございます。

教育部では、市議会9月定例会に、平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号として、款9・教育費中、教育総務費、小学校費、中学校費及び社会教育総務費、並びに款10・災害復旧費中、文教施設災害復旧費に予算計上をお願いしております。いずれも学校施設及び社会教育施設の安全管理及び学校教育の充実に必要なものでございますので、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、和久田教育部次長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○教育部次長（和久田敬史君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号中、教育部所管分につきまして、着座にて説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

予算書8ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に4788万5000円を追加し、補正後の額を48億4895万8000円とするものでございます。

それでは、歳出の具体的な内容について説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目3・教育サポートセンター費に79万1000円を計上いたしております。これは、所管する適応指導教室くま川教室におきまして、建築基準法施行令の基準に不適合と認められるコンクリート

ブロック塀が確認されたため、安全性を確保する観点から改修に必要な経費を補正するものでございます。事業内容ですが、教室側の高さ1.2メートルを超え、児童生徒等が日常通行する可能性がある2カ所について、上段2段を撤去し、高さを抑える工事を行うもので、事業費79万1000円は工事請負費で、全額一般財源でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費に小学校施設整備事業として1681万5000円を計上いたしております。所管する小学校全25校の中で、建築基準法施行令の基準に不適合なブロック塀が14校で確認され、そのうち6校、郡築小、八代小、昭和小、龍峯小、麦島小、有佐小については通学路に面し、人通りも多い箇所にはブロック塀を有しているため、早急に安全を確保する観点から、最優先で改修に必要な経費を補正するものでございます。事業費1681万5000円は工事請負費で、内訳といたしましては、郡築小363万2000円、八代小261万4000円、昭和小146万8000円、龍峯小330万9000円、麦島小253万2000円、有佐小326万円でございます。財源は全額一般財源でございます。

続きまして、款9・教育費、項2・小学校費、目2・教育振興費に627万4000円を計上いたしております。説明欄の教育振興事業は、泉第八小学校と泉小中学校をつなぐ遠隔授業システムを導入し、外国語活動などにおいて双方向型の遠隔授業を実施することで、泉小学校児童との交流学習及び泉中学校との小・中一環連携教育を進めるものでございます。事業費86万円は遠隔授業システムを購入するための備品購入費でございます。

次の学校教材充実事業は、八代小、文政小が

子供の学力向上に関する事業を実施するために必要な経費を補正するものです。八代小は、ICTを活用した授業の研究活動及び公開授業を実施するもの、文政小については、基礎学力定着・向上に資するための教材等の作成を行うもので、事業費29万8000円は消耗品費でございます。両事業いずれも平成30年3月に創設いたしました八代市学校・子ども教育応援基金を活用して事業を行うもので、事業費の財源は全額特定財源の基金繰入金でございます。

次の要保護・準要保護就学援助事業ですが、経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対して、保護者の負担軽減と義務教育の円滑な実施に資するため、準要保護に認定された平成31年度小学校入学予定者を対象に、新入学用品の入学前支給を行うために必要な経費を補正するものでございます。支給額は1人4万6000円で、支給対象予定者は126名でございます。事業費511万6000円は全額一般財源となっております。

続きまして、款9・教育費、項3・中学校費、目1・学校管理費に中学校施設整備事業として1355万9000円を計上いたしております。所管する中学校全15校の中で、建築基準法施行令の基準に不適合なブロック塀が8校で確認され、そのうち3校、二中、四中、七中については通学路に面し、人通りも多い箇所にブロック塀を有することから、早急に安全を確保する観点から、最優先で改修に必要な経費を補正するものでございます。事業費1355万9000円の内訳としましては、二中735万5000円、四中197万9000円、七中422万5000円で、財源は全額一般財源でございます。

続きまして、款9・教育費、項3・中学校費、目2・教育振興費に871万1000円を計上いたしております。説明欄の学校教材充実事業と不登校児童生徒の適応指導事業は、八代

市学校・子ども教育応援基金を活用して事業を行うものでございます。学校教材充実事業は、二中が、確かな学力定着を図るため講師を招聘し公開授業を行うものと、日奈久中が、不登校やいじめ防止のために2年、3年生を対象にhyper-QUというアンケート形式のテストを実施するための経費で、事業費18万2000円は全額特定財源の基金繰入金でございます。また、不登校児童生徒の適応指導事業は、適応指導教室くま川教室がいじめ・不登校対策に関する事業を実施するために必要な経費を補正するものです。事業内容といたしまして、学校復帰のため、基礎学力定着に資する教材購入及び集中力、協調性等強化に資するオリジナルカレンダーの作成を行うもので、事業費9万1000円は特定財源といたしまして、全額基金繰入金を予定しております。

次に、要保護・準要保護就学援助事業ですが、経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対して、保護者の負担軽減と義務教育の円滑な実施に資するため、準要保護に認定された平成31年度中学校新入学予定者を対象に、新入学用品の入学前の支給を行うに当たり必要な経費を補正するものでございます。支給は1人4万7400円で、支給対象予定者は178名でございます。事業費843万8000円は全額一般財源となっております。

続きまして、20ページをお願いします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費に173万5000円を計上いたしております。社会教育センター管理事業でございますが、所管する社会教育センター8施設のうち、基準に不適合なブロック塀が3施設で確認され、安全性を確保する観点から危険性の高い箇所を改修するものでございます。改修予定の施設は藤本、鮎俣、中津道の各社会教育センターです。事業費173万5000円は全額一般財源で、内訳は、藤本社会教育センターが

99万2000円、鮎婦社会教育センターが28万円、中津道社会教育センターが46万3000円となっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項3・文教施設災害復旧費、目1・公立学校施設災害復旧費に575万6000円を計上いたしております。平成30年7月5日から7日にかけての梅雨前線豪雨により発生した二見中学校西側のり面崩落の災害復旧に必要な経費を補正するものでございます。高さ1.2メートル、幅7メートルにわたり崩落したのり面の上にはプールや更衣室棟があり、学校管理や生徒の安全確保に支障が生じており、今回復旧を行うものでございます。事業費575万6000円は工事請負費で、特定財源として国庫支出金383万7000円、市債、災害復旧事業債190万円を予定いたしております。

以上が、教育部が提案いたしております補正予算の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 濟いませぬ、コンクリートブロック塀の関係で何点か出されとったと思うんですけど、これ、後から説明されますかね。そのときに質問したほうがいいですかね。

○教育部次長（和久田敬史君） 所管事務調査の最後のところで、学校施設のブロック塀についてということでまとめて報告をさせていただこうと考えております。（委員野崎伸也君「じゃあ、そっちのほうにしましょうかね」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） いいじゃない、今聞ける分は聞いて。

○委員（野崎伸也君） 聞いてよかですか。

○委員長（上村哲三君） うん。答えてあげて。今聞ける分だけでも。

○委員（野崎伸也君） わかりました。よかですか、じゃあ。

○委員長（上村哲三君） それはそれだけ。

○委員（野崎伸也君） わかりました。はい。

じゃあ、濟いませぬ、まず、くま川教室の関係、話あったんですけども、1.2メートルを超えてるっていう説明があって、それで高さを低くしますよというような工事内容だったと思うんですけども、何か建てられた当時の経緯というのがわからんとですけども、そのぐらい高さないと何か人目につくけんとかっていう話で建てらしたとかなっていうような推測もでくっんですけども、低くしたことによって外から中が見えるというのがいいのかどうかというものがちょっとありまして、低くしたかわりに何か目隠しをすとか、そういったものが必要なかどうか、そこら辺の検討はありましたか。

○教育サポートセンター所長（沖村 巧君）

失礼いたします。今お尋ねのブロック塀につきましては、実際のブロック塀が設置されているところは駐車場のブロック塀になります。民家と接するところを駐車場と隔てるところのブロック塀になっておりますが、保護者の方が毎朝送ってこられて、そのブロック塀で囲まれた駐車場の中で子供をおろされます。そういった関係で、子供たちはその駐車場から教室のほうに入っていくわけですが、実際ブロック塀が囲まれているところが駐車場でございますので、その1.2メートルの高さにした場合に教室が外部の方からのぞかれるという、そういった状況ではございません。ただ、非常にブロック塀が疲弊しまして、ひび割れをしておったり、そういった部分がございますので、1.2メートルの高さにカットしていただいて、そして、倒壊によって子供たちがけがをしないような、

そういった形にさせていただくように補足をしたところでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。外部からのぞかれたりとかってというのはないよというようなことでよろしかったですかね。はい、わかりました。

引き続きですけれども、何点かコンクリートブロック塀、今のくま川教室もですし、小学校、中学校というようなことで、ほかにも何点か言われたんですけれども、早急に対応すべきものと後からでいいよってというのが、先ほどちょっと説明でもあったかと思うんですけど、人通りに面してるとか、そういった危険性があるところは先にやるんだというような、そういった認識でよろしいですか。確認ですけど。

○教育部次長（和久田敬史君） 野崎委員おっしゃるとおりでございます。通学路で人通りに面していると、いうところが今回の改修のポイントというところでございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。とりあえずその危険、早急にすべきところというのは、その児童生徒だけじゃなくて外部の人にも影響があるからということだろうということだと思っておりますけれども、ほかのところはちょっと心配するのが、子供たちとかがですね、そういったところに仮に入ったりとか、そういったところについてはもう何か対応策とかってというのは既にもう実施済みでしょうか。入らないようにとかってというのは。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君）

教育施設課、有馬でございます。よろしくお願ひします。

学校施設のブロック塀につきまして点検を行いまして、そのうち問題があった施設が26施設ございまして、その施設につきましては注意喚起をですね、そのブロック塀に直接、「危な

い」とか「地震等が起きたときは注意をしてください」という注意喚起の張り紙をしております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ちゃんと子供たちちゅうか、そこにおられる方々にちゃんと伝わるようにですね、徹底のほうはお願いしておきたいというふうに思います。とりあえず1回終わります。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと2つほどお願いします。

泉第八小学校と泉小中学校をつなぐ遠隔授業のシステムですね、これは具体的にどういったものなのかということと、あと、中学校の不登校やいじめ等の予防、早期発見に資するため、hyper-QUというのがあるんですけど、これちょっと私、勉強不足でわかんないので教えてください。

○教育政策課長（機智三郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育政策課の機でございます。

泉第八小学校と泉小中学校をつなぐ遠隔授業システムについてということでございますが、こちらのほう、イメージとしましては、テレビ電話とかテレビ会議をイメージしていただくといいかと思ひます。お互いの状況を画面で確認しながら、双方向型の、お互いの声も聞きながら授業をするということで、その場にいるのに近いような形で授業ができるというものでございます。

○委員長（上村哲三君） もう一つ。

○学校教育課長（西村裕君） 学校教育課、西村です。よろしくお願ひします。

委員お尋ねのhyper-QUについて御説明申し上げます。

まず、QUテストということについて、まず

初めに御説明申し上げますが、QUといたすのは、児童生徒の心理的な側面を質問紙を用いて調査し、その結果から児童生徒理解をより深める、いわゆるよりよい学校生活と友達づくりのアンケートということになります。そのQUを用いますと、友達関係、学級の雰囲気、学習の意欲など、やる気のあるクラスであるのかを知る学級満足度尺度と、もう1つ、友達から認められているのか、学級にその子の居場所があるのかを知る学校生活意欲尺度、この2つから構成されております。hyper-QUにはその2つの尺度に加えて、対人関係の基本的なルールやマナーが守れているかなどの社会性と、積極的に友達とかかわれているかなどのコミュニケーション能力があるかを知るソーシャルスキル尺度、いわゆる対人関係能力の尺度が加わってまいります。

つまり、hyper-QUとは、児童生徒個人の学校生活での満足度と意欲、そして、社会性やコミュニケーション能力があるかどうかを知ることができ、あわせて、望ましい学級集団であるかどうかを知ることができるアンケートということになります。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） まず、遠隔授業システムのことなんですけど、結局、画面的にはもう普通のモニターみたいな感じで、1つの教室で対面するような感じになるっていう理解でよろしいですか。

○教育政策課長（機 智三郎君） モニターといたすか、一応今回の場合はプロジェクターを使って、大きい画面で確認できるようにするように考えております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） ありがとうございます。

あと、hyper-QUについて、ありがとうございます。心理関係、個人の心理、エゴグラム

みたいなものと社会スキルみたいなのを組み合わせたということですね。ちょっと1つ話を聞きながら気になったのが、やはりこの回答は個人の印象というか、自分の感覚での回答になるので、その辺の部分の、その回答だけによらないですね、第三者の目からのサポートなり何なり、そういう意見があったほうがいいのかなどというふうに思いますが、ちょっとその辺は詳しく見てみないとわかんないので、また後で教えてください。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） コンクリートブロック塀のことなんですけど、通学路の安全点検を学校側とPTAと保護者の方と、物すごいスムーズな流れで対応されたと思うんですけど、ほかに連携した組織といたすか、住民自治だとか校区長だとか、何かほかにお手伝いを要請したところはありますか。

○学校教育課審議員（田北佳一郎君） 失礼いたします。通学路安全点検につきましては、本日とあした、警察のほうと一緒にですね、各学校から防犯上大変心配のある場所をですね、挙げていただいております。その中で、一応事前に挙げていただいたものを警察と学校教育課と市民活動政策課でですね、実際に現地に赴いて、点検したほうがいい箇所についてさらにリストアップをして、その中で、2日間かけて、学校の立ち合いのもとですね、防犯上大変危険な場所がどういうところなのかということ(point check)を点検して、その後、何か対策が必要であればその対策を講じるというようなことで、警察、市民活動政策課、学校教育課が連携して、現地でのですね、安全点検を2日間で行っているところで

その結果につきましては、また学校のほうにも折り返し連絡をしまして、これはもう来年度以降もですね、毎年春に交通安全関係のだけは

やっているんですけれども、それに防犯上のもも加えて、毎年一緒にですね、安全点検を行っていくという方向で連携して行うことにしております。

以上です。（委員金子昌平君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 八代小学校のICTを活用した授業研究の中で、公開授業を実施するという形で出ておりますけれども、もともと八代小学校においてはこのICTを使った授業についてはすぐれた状況を、今、できているんですけれども、その上にまだ何か、こういった形でこの公開授業というのはなされるのでしょうか。

○学校教育課長（西村 裕君） 今お尋ねのとおり、八代小学校は昨年まで2年間、熊本県教育委員会の指定のICTを活用した研究発表を行ってまいりましたが、本年度、教育基金を活用して11月2日金曜日に自主公開授業を実施するというようにしております。そこで、この基金を活用いたしまして、ICTの効果的な活用を紹介するという実践事例集の作成、これを考えているところです。

予算には、その他消耗品、通常の授業で使用いたします資料作成のための消耗品等入っておりますが、これまでの実績、これに今回、自主公開授業を加えることで、八代市全域にその学習成果を広めたいという熱い思いでございます。（委員福嶋安徳君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） これはですね、私がPTAの役ばさせていただいたときのことなんですけれどもですね、今回はブロック塀を中心に安全点検ということでしておられますけれど

も、実は私たちがPTA役員のころはですね、保護者全体に呼びかけて、自分の学校校区内にある危険箇所を提出してくださいと。その提出いただいたことに対して、教育委員会と学校と私、PTAのほうと市のほう、あるいは土地改良のほうに言って危険箇所を整備していただいたという、そういうようなことで非常に喜んで、地域からももちろん喜んでいただきましたけれども、先取りをしたというかな、危険箇所の先取りちゅうとをした経験があるんですけれども、今回はブロック塀を中心にしておられますけれども、今後の対策として、そういった全体的な危険箇所を見直すという、そういった方向性の指導はしておられますかどうかということですが。

○学校教育課審議員（田北佳一郎君） 失礼いたします。委員おっしゃったようにですね、各学校ではいろいろ取り組みをしていただいているところですが、先ほどもちょっと述べましたけれども、学校教育課が中心となりまして、毎年春に各校区で危険箇所がないかということで調査をかけて報告をしていただいております。昨年までは毎年危険箇所が上がってきたところを警察、それから道路関係のところですね、県、それから国、それから市道、全て含めて関係のところに行ってください、安全確認をして、早急に対応できるところについてはいろんな対応をして危険箇所を直していただいているところです。

毎年実施をしていたところなんですけれども、非常に八代市は広域ということで、なかなか全域を回るのが大変だということで、今年度から3年に1度、場所を区切りまして、今回はこの校区とこの校区とこの校区を回りますということで、3年に1度ずつ重点的に危険箇所を点検するようにしております。

ただし、早急に対応したほうが良いという場合につきましては、それはまた別途対応すると

いうことで、春に挙げていただいて、今年度も既に実施をしております。

その実施した場所につきましては、ホームページのほうでも公開をしておりますして、広く市民の皆様にもどういふところを点検して、そしてどういふ対応をしたかということをお知らせするようにしております。

先ほども言いましたけれども、来年度以降はそれに防犯の部分もつけ加えて、総合的なですね、安全点検のほうを行っていくことにしております。

以上です。

○委員（鈴木田幸一君） 今回の予算はですね、ブロック塀を中心としておりますけれどもですね、そういったですね、先取りした、いわゆる防犯なり、あるいは危険箇所に対する措置というのをですね、いつも十分に心がけておられたほうがいいかなと思います。よろしく願いします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません、またブロック塀なんですけれども、全てにおいて一般財源で対応するというような話をされとったんですけれども、これが国のほうからのですね、通達によって、八代市のほうでは当初、多分するつもりはなかったかなというふうに私は感じとったんですけれども、その流れもちょっとお話をいただきたいんですけども、国のほうでやってくれというのがある中で、国からの予算措置というのは、今回のやつはもうないんだろうと思うんですけども、今後の予定としてありますか。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君）

ブロック塀の改修に係る財源につきましては、今、このブロック塀のですね、安全点検の結果を文部科学省のほうに県を通じて報告しております。その中で、各学校のですね、改修費

にどのくらい費用がかかるかというところまで一応報告をしております。恐らく秋のですね、臨時国会でその補助をですね、予算化されるような情報が入っておりますけども、その補助の内容はですね、まだ詳細がこちらのほうにまだ伝わってきておりませんで、もしかすると、今、今年度の補正分もですね、その補助の対象になる可能性があるというところがちょっと伝わっておりますけども、まだその詳細もまだ入っておりませんので、もしかすると今回の補正も対象となるということになれば、また財源の補正がですね、必要になってくるかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、野崎委員、それで。

○委員（野崎伸也君） 財源の話についてはまだ未確定というようなところだろうと思うんですけど、多分ですね、国のほうからの通達があつてから全国的にやられてるということであれば、どこの自治体もですね、教育費の厳しいというのはありますんで、予算措置してくれるもんだろうというふうに思ってますけれども、またそういったことがありましたときにはまた御紹介のほう、ちょっと報告のほうもよろしく願いしたいと思います。

済みません、ちょっと個別で聞きたいところがありまして、ブロック塀の関係で、中学校、二中ですね。済みません、私の家の近くなんです、申しわけないんですけども、これ、いつから始めるのかということと、場所的に多分正門側のほうというか、北側のほうのブロック塀だろうというふうに思うんですけども、竹原神社のほうのというふうに思うんですが、何か聞くところによると、ブロック塀を壊して、緑ちゅうか、網状のやつにみんな変えるんですよというような話もちよこつと聞いたような気がすつとですが、実はあそこの壁がですよ、ことしだ

ったと思うとですけれども、今まで何か絵を描く下地で下書きしてあったんですけれども、今年度ぐらいにちょっと、去年かな、年度末ぐらいかとし初めか何かに、生徒さんたちがですね、色をつけられて、ちょっときれいに壁がですね、色づけられて、すごいいい感じになっとつとですよ。それば崩してまですつとかなというように思いがあったんで、どういったですね、対応されるのかなというふうな思いがありまして、いつから工事入るのかと、二中のところ、やっぱりその緑のやつで壊してやってしまうのかっていうのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君）

今の御質問ですけれども、今、おっしゃったように、二中の北側ですね、正門のほうのブロック塀、今年度の補正に上げてる分につきましては、その二中の生徒が描いた絵のところは外れております。一応その絵の描いてあるところもですね、一応その改修の対象にはなってる、法に不適合というところでの取り扱いになります。

今年度行う部分につきましては、高さが1.35メートルから1.5メートルほどありまして、控え壁が必要な壁になりますので、その控え壁が適正に基準どおりには設置されていないということで、控え壁が3.4メートル以内ごとに設置しなければいけないという、かなり広い間隔で控え壁が設置してあるということで、一応全部もう撤去して、金網フェンスを設置するという方法で改修を今考えております。部分的にかなり劣化して穴のあいてる部分等もございますので、あと、生徒が絵を描いてある部分につきましてはですね、一応学校とも一応相談をさせていただいております、来年度ですね、改修の方法で、今、学校側と調整をさせていただいております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。その描いてある部分についても来年度は撤去するんだというような方向だろうって聞いたんですけども、控え壁ば後ろにつければ安心とかっていう話ではなかったですか、そっちのほうの工事では逃げられんとですか。どうなんですか。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君）

今回、この絵の描いてある部分につきましては1.2メートルを超えてないということで、控え壁の基準的には合ってるんです。一応今回ですね、この問題のある26施設以外の6施設があるんですけれども、それぞれ学校にいろんなブロック塀がありまして、一応ブロック塀については全てですね、改修をするという方向で、今、進んでおります。この劣化が余り進んでない、見た目、法的に適合してる2.2メートル以下のものであったり、控え壁も基準どおりつけてありますけれども、実はその中に鉄筋がですね、80センチごとに縦と横に入れてなくちゃいけないと。あと、基礎が30センチ以上入ってなくちゃいけないというのが見た目上わからないのがですね、調査をしないといけないということで、その調査にまた費用がかかってしまうということで、今回、26施設以外のブロック塀も全て改修したいということで、今、方針でございます。

このブロック塀がですね、いつ設置されたかというのを正確な記録がですね、このブロック塀については残っておりませんで、鉄筋がちゃんと入ってるか、また、長年——古いものにつきましては、中の鉄筋がですね、さびている可能性があるということで、もうブロック塀については全て撤去ということで、他の自治体もそういった取り組みもされておりますので、八代市としても小中学校、幼稚園につきましてはですね、ブロック塀については全て改修をさせていただきたいという方向で、今、話を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。先ほど御紹介したんですけれども、非常にですね、何年もですね、下書きだけしてあってからですね、いつ本番で色ばつけらすとかなというふうに自分たちも見とったんですけれども、色つけばさしてですね、非常に景観的にもよくなって、子供たちが描いてくれてよかったなというように思いがあって、非常に残念な思いがあつたんですけれども、今ほどあったように来年度というような話で、学校ともいろいろとですね、調整しながら、描いてくれた生徒さんたちとかともちょっといろいろと話もきちんとしながら進めていただければなというふうに思います。

濟いませぬ、別で質問ですけれども、要保護・準要保護の就学援助事業というところで、入学前に支給をするんだというようなことで、小学校、中学校ということで予算上げてあつたんですけれども、これまで就学前にということとどういった声が上がったのかということと、これからちゅうか、入学前に支給するという、なった経緯というかですね、そこら辺のところをちょっと聞きたいんですけれども。

○学校教育課教育支援係長（松田英里君）

失礼いたします。学校教育課の松田と申します。お尋ねの件につきましてお答えいたします。

これまでの入学前支給についての声についてはなんですが、できるだけ保護者の負担が軽くなるように早目に支給をしてほしいという御意見が多かったものですから、今回、補正予算に要求させていただきました。

○委員長（上村哲三君） いいよ。（学校教育課教育支援係長松田英里君「はい」と呼ぶ）

○委員（野崎伸也君） 濟いませぬ、私が勉強不足で申しわけないんですけど、これ、今回が初めてですか。今回から入学前ということですか。

○教育部長（桑田謙治君） 先ほど説明がありましたように、入学前にぜひ援助費ですか、のほうを欲しいということで、保護者等からも要望があつたということですが、市議会のほうでも質問等で要望が過去にあつておまして、そういうことで、今回、他市の状況も踏まえてですね、入学前の支給にしたいということで、予算のほうをお願いをしたところです。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

あと、濟いませぬ。また後からでいいんですけれども、基準となる、対象となる方々の要件というか、そういったものとかをちょっと教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 資料提供をしますか。

○委員（野崎伸也君） 皆さん御存じなら。私だけ知らん……。

○委員長（上村哲三君） 資料提供は委員会に諮らんといかんので。

○委員（野崎伸也君） じゃあ、資料提供をお願いします。

○委員長（上村哲三君） 皆さんにお諮りします。ただいま野崎委員より資料提供の申し出がありました、認めますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。じゃあ、そのようにお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 先ほどの遠隔授業の件ですが、泉の場合は八小が非常に離れているということで、ただ、本校については一体型の小中学校ということですが、今回については八小があるからこの遠隔授業をとられたのかということですね。もしそうじゃなかったならば、ほかの分離型というのは、分離型の一貫校が本市の場合多いわけですから、このシステムを今後

も随時取り入れていかれる予定でおられるのか、その辺を含めてお願いします。

○教育政策課長（機 智三郎君） ただいま御質問の件につきましては、まずは泉第八小学校のほうがかかなり遠距離にあるというところがございまして、特に山間部にございまして、冬場とか積雪があったときとか、ALTの職員がその場まで出かけるのに支障があるとかいう場合がございますので、そこを解消する部分も含めまして、まず導入というふうに考えています。

今現在では、そのほかのところについての検討というのは出していない状況でございます。

以上でございます。（委員橋本幸一君「わかりました。結構です」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 先ほどもブロック塀の関係言いましたけれども、よく学校のほうとも協議して、生徒さんたちの納得を得られるような形で進められてください。

あと、もう1点なんですけれども、八代小学校のICTの件ですけれども、先ほども質問ありまして、視察もですね、委員会のほうでさせていただいて、授業のほうですね、実際見せていただいて、非常にすばらしかったなというような思いがあって、これをやっぱりどんどんですね、八代市内のほうに全域に入れられるようにですね、取り組めるように、やっば早期に予算化というか、そっちのほうも頑張ってやってほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で、第9款・教育費及び第10款・災害復旧費についてを終了します。

小会します。

（午前10時45分 小会）

（午前10時46分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） 本日は大変お世話になります。

議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、第3款・民生費と第4款・衛生費の健康福祉部所管分につきまして、次長の小林から詳細について御説明申し上げますので、御審議方よろしく願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） 健康福祉部の小林でございます。よろしく願いいたします。それでは、失礼いたしまして、着座にて説明いたします。

それでは、別冊となっております議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明いたします。

まず、補正予算書の3ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で、補正額1395万6000円を追加し、補正後の予算額は108億19万6000円に、また、項2・児童福祉費で835万3000円

を追加し、補正後の予算額は92億2172万2000円とし、民生費の総額は、2つ上になりますが、231億9670万6000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で8568万1000円を追加し、補正後の予算額は18億8017万6000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、39億8117万8000円としております。

それでは、歳出の具体的な内容について説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

まず、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で1395万6000円を計上しております。このうち節13・委託料54万円は、説明欄にあります福祉総合システム運用事業に要するもので、平成30年4月施行の障害者総合支援法等の改正に伴いまして、高額障害福祉サービス等給付費の支給事務に係るシステムを改修するための経費でございます。なお、特定財源として、国庫支出金が2分の1あります。また、節19・負担金補助及び交付金1341万6000円は、地域介護・福祉空間整備等交付金事業として、市内にある高齢者施設が行うスプリンクラーの設備の整備に要する費用の一部を補助するものでございます。平成27年4月施行の改正消防法に基づきまして、スプリンクラー設備の未設置の高齢者施設に対し、設置に要する費用の一部を国が補助し、整備を進めているところでございます。

今回は、新たに設置義務が生じた施設として、有料老人ホームハッピーやちわ、同じくFOREST HOUSEの2施設と、設置義務はありませんが、自主的に設置される有料老人ホームあゆみの合わせて3施設に対し補助するものです。なお、特定財源として、国庫支出金が10分の10でございます。

次に、中段の表になりますが、項2・児童福

祉費、目1・児童福祉総務費で835万3000円を計上しております。これは、説明欄にあります母子家庭等自立支援対策事業におきまして、母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付されます母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給対象が本年度の制度改正により拡充されたことによる増額分と、給付金の新規申請者が当初見込みよりも増加したことにより生じた支給額の不足分を補正するものです。なお、特定財源として、国庫支出金が4分の3でございます。

次に、下段の表になりますが、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で8568万1000円を計上しております。これは、市立病院の仮設外来診療棟の改修経費等に係る経費の財源として病院事業会計へ繰り出すものでございます。なお、特定財源はございません。

以上、平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、健康福祉部所管分の説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 民生費のですね、地域介護・福祉空間整備等交付金事業ということで、新たにスプリンクラー設置ということでもありますけれども、これは設置義務が生じた施設が2施設、自主的につけられるところが1施設というような説明だったと思うんですけど、これ、補助率はどれぐらいなんですか。と、自主的につくるところと義務があるところでは補助率は違いますか。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 国の10分の10の補助でございます。

それから、設置義務があるところと自主的な

ところにかかわらず、10分の10の補助率で
ございます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よかですか。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

あと、よかですか、引き続きで。済ませ
せん。

自主的に設置するっていうところは、もう市
内ではやっぱり膨大にその施設というのはある
わけですかね。設置せんでよかけんが自主的に
さすとやろうばってんがですよ、義務は生じと
らんばってん、今回のこのあゆみさんのよう
に、自主的に、——まだ未設置の部分というの
はやっぱりかなりの数があるんですかね。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 補足させてい
ただきますが、設置義務が生じてるのがです
ね、介助がなければ避難が困難な入居者、つま
り要介護3以上のですね、方が半数以上入居し
ている施設が設置義務が生じることになりま
す。

それで、自主的にされるというのは、まだ入
居者がですね、そんなに重度な介護が必要な方
ではないというところでございます。

具体的な、まだ、有料老人もたくさんござい
ますのでですね、補助協議があったときにはで
すね、全有料老人ホームのほうにですね、調査
をかけております。

○委員（野崎伸也君） 質問じゃないんですけ
ど、そういった未設置の施設とかっていうとこ
ろに対して、多分、知っとんなつとは思って
すけれども、改めて、こういった補助事業があ
るんですよとかっていう御案内のほうもされて
ます。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） はい。周知を
しております。（委員野崎伸也君「わかりまし
た。オーケーです」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありません
か。

○委員（金子昌平君） 母子家庭の件でお伺い
させていただきたいんですけど、支援対象拡充
による増額ってございますが、これはどのぐら
い増額をされたのかということと、一旦准看に行
かれてて、そのまま引き続き行かれる方が対象
なのか、一旦就職をされて間があいても、今、
2年生だったりとかしても、これ、もらえるの
かっていうのをちょっとお聞きしたいです。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 制
度改正に伴う増額分でございますけれども、7
名の方が制度改正に伴い対象となっております。
高看のほうにですね、引き続き、就学され
た方が対象となっております。

以上です。（「金額」と呼ぶ者あり）

増額分の金額ですけれども、695万200
0円となっております。（「もう少し」と呼ぶ
者あり）

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午前10時57分 小会）

（午前11時03分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 委
員お尋ねのですね、准看を卒業されて、一旦就
職されて、また正看を目指されるという方につ
きましては、この制度は准看を卒業して引き続
きですね、看護師の資格を目指されて高看に通
われる方が対象ですので、対象となりません。

それとまた、現在、准看を卒業されて正看に
進まれたとして、2年目の方についてもです
ね、この制度が30年4月からの適用になりま
すので、昨年正看に進まれた方は対象となりま
せん。

以上です。（委員金子昌平君「わかりまし
た。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 金子委員、よろしい
ですか。

○委員（金子昌平君） はい、ありがとうございます

います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時05分 小会）

（午前11時08分 本会）

◎議案第101号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第101号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について、説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 引き続きまして、議案第101号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算の第2号につきましては、国保ねんきん課長の岩瀬から御説明申し上げますので、御審議よろしく願います。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、岩瀬でございます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元でございます議案第101

号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について、御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1602万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億3589万9000円とするものでございます。

内容につきましては、5ページをお願いいたします。

下段の歳出から御説明いたします。

款6・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金で、節23・償還金利子及び割引料1602万5000円でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金から平成29年度に概算で交付されておりました退職者の医療費に対する交付金である療養給付費等交付金につきまして、実績に基づき精算した超過交付分を返還するものでございます。

次に、上段の歳入でございます。

款1、項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税の1602万5000円は、歳出の補正財源とするものでございます。

以上、議案第101号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（橋本徳一郎君） 退職者医療交付金ということは、国保の退職者保険ということでしょうか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保の退職者に該当される方の分ということになります。（委員橋本徳一郎君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第101号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○委員長(上村哲三君) 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(丸山智子君) それでは、事件議案の第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきまして、国保ねんきん課長の岩瀬から引き続き御説明させていただきます。

○国保ねんきん課長(岩瀬隆敏君) 国保年金課、岩瀬でございます。引き続き、よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明申し上げます。

説明につきましては、別冊でお配りしておりました、右上に議案第107号資料とごさいます資料にて説明させていただきます。

まず1つ目ですが、規約変更の主旨でございますが、広域連合議員の定数及び任期並びに議員選挙の方法を見直すため、広域連合規約の一部を変更するものでございまして、この規約の変更には、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、今回、本議案を提出するものでございます。

なお、この後期高齢者医療広域連合と申しますのは、後期高齢者医療制度の運営のため、各都道府県を1つの単位としまして、全市町村の加入により設立されている特別地方公共団体でございます。47都道府県に1つずつございます。

次に2つ目、規約変更案の概要でございますが、現行の規約では、表に示しております現行の列に書いてありますとおりでございまして、議員定数は32名で、構成は市長8名、市議会議員8名など、市長会や市議会議長会など4団体の推薦等により選出されまして、任期は2年と定められております。

このように、広域連合議員の構成が県内全市町村ではないことから、広域連合を構成する全ての市町村の意見が広域連合の制度運営に反映できるようにするため、表の右側、変更案に書いてありますように、議員定数を構成市町村各1名の選出による45名、選出方法は、各市町村議会における選挙など、地方自治法に基づく選出によるものとし、その任期につきましては、市町村の長または議員の任期とするものでございます。

次に3つ目、規約変更による影響でございますが、現行の規約において煩雑でございました広域連合議員の選出方法が簡素化されることとなります。

現行の規約では、団体または個人の推薦を受けた方が議員定数を超えると、全ての市議会または町村議会において選挙を行うこととなって

おり、また、広域連合議員の任期が各市町村長または議員の任期と異なりますことから、年数回補欠選挙が行われておりますが、規約変更後は、欠員となった市町村のみで選出いただくこととなります。反面、広域連合議員の定数が13名ふえますことから、広域連合議会の運営経費がかさむこととなります。

また、八代市としましては、現在、市長会の団体推薦により市長が広域連合議員となっておりますが、規約変更後は、市議会において市長または市議会議員の中から1名を選出いただくこととなります。

次に4つ目、今後の主なスケジュールでございますが、この規約変更は、全構成市町村の議会での同文の議決が必須となっておりますので、全ての市町村で同文議決後、広域連合から県に許可申請を行います。順調にいきますと、11月ごろ県の許可を得まして、変更後の広域連合規約が施行となり、12月議会において広域連合議員を1名選出いただきまして、2月に新たに選出された議員により広域連合議会が開催されることとなります。

なお、2ページ以降は広域連合規約の新旧対照表となっておりますが、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 選出の方法がもう広域から各自治体の選出ということになるということで、選挙で言えば大選挙区から小選挙区に変わるという形になるかなと思うんですけど、各議会の構成で選ばれる議員が、大体会派ごとに、会派が多いところが選ばれるかなというふ

うな印象があるんですけども、ちょっと少数意見とかがですね、なかなか上がりにくい、逆に上がりにくくなるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺は考慮されたほうがいいのかと思います。どちらかというとなら少数意見は今までのほうが通りやすかったと私は思いますので、これについてはちょっと私は反対しておきます。

○委員長（上村哲三君） 意見ですね。

○委員（橋本徳一郎君） 意見です。

○委員長（上村哲三君） 今、誤解が1つあったんじゃないかな。

○委員（橋本幸一君） これについては必ずしも議員が出るというわけじゃないと思うわけですね。市長もしくは議員ということで、それぞれ自治体でこれが決定されたならば、どちらへ出すかということをもたまたま議会で議論していかなければならないということで、今、橋本徳一郎委員の提案というのは、ちょっと一歩、時期尚早というか、そういう思いもするわけですね。まずはこれでいきましょうかという、市長もしくは議員でそれぞれの自治体から1名ずつ出すということは、私はそれぞれの自治体で意見が言えることですから非常に、まあ、いいことかな。それは思います。

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午前11時20分 小会）

（午前11時21分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○委員（橋本徳一郎君） 失礼しました。先ほどの発言、ちょっと行き過ぎた部分がありましたので、各自治体からの意見を反映するというのも含めてですね、少数意見も十分酌み取っていただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手多数と認め、本案は可決されました。

小会します。

（午前11時22分 小会）

（午前11時24分 本会）

◎議案第103号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第103号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（桑田謙治君） お世話になります。議案第103号・専決処分の報告及びその承認について、和久田部次長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○教育部次長（和久田敬史君） それでは、議案第103号、専決処分をいたしました案件につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本案件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした案件につきまして、議会に報告し、承認を求めますのでございます。

専決処分を行いましたのは、平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号でございます。このうち教育委員会所管分につきましては、14ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項3・文教施設災害復旧費、目1・公立学校施設災害復旧費に203

万3000円を補正したものでございます。これは、7月5日から7日にかけて梅雨前線豪雨により発生した二見中学校西側ののり面崩壊に伴う災害復旧を早急に行う必要があります。測量設計に係る経費203万3000円を7月20日に専決処分したものでございます。内容は、全額が測量設計に関する委託料で、特定財源として市債、災害復旧事業債200万円を予定いたしております。

以上、御報告させていただきます。御承認よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第103号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

小会します。

（午前11時26分 小会）

（午前11時27分 本会）

◎議案第109号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正等について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第109号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正等についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） それでは、議案第109号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正等ということで、昨年度から所管事務調査等でですね、御報告を申し上げてまいりました指定管理者制度を含め、デイサービス事業の廃止等を含めましての地域福祉センターの今後についてということで、条例改正を提案させていただいておりますので、御審議のほうをよろしく願いいたします。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課長の續でございます。

それでは、議案第109号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正等につきまして、その概要の御説明をいたしたいと思いません。着座にて失礼して説明させていただきます。

議案書は、ページの37ページから43ページとなりますが、本日別途配付をいたしております、右上のほうに議案第109号関係資料と打っておりますが、八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正等についてという、このような資料を御用意しておりますが、こちらのほうに沿って御説明のほうをいたしたいと思いません。

まず、資料の1ページのほうをごらんください。

まず、今回の改正内容でございますが、6月議会での文教福祉委員会所管事務調査におきまして御説明をさせていただいたところでございますが、坂本地域福祉センター、鏡老人デイ・サービスセンター及び東陽地域福祉保健センターで実施をいたしておりますデイサービス事業の廃止に伴うものでございまして、あわせて、各地域の地域福祉センター等の施設の間で規定が統一されておられませんでした休館日や利用権の譲渡などの禁止事項、あるいは使用料の還付

などに関する規定の統一を図るため、関係条例の改正及び廃止を行うものでございます。

2番目の改正理由でございますが、こちらも6月の所管事務調査で説明をいたしました分と重複いたしますが、現在、本市ではデイサービス事業を坂本、鏡、東陽、泉及び五家荘地域において実施をしております、各地域福祉センターなどの管理とあわせまして、八代市社会福祉協議会に指定管理を行っているところでございます。利用者の減と介護報酬の改定等によりまして、年間約2500万円の赤字運営となっている状況でございます。また、平成12年の介護保険導入時に比べまして、デイサービスを行います民間事業者の参入が促進され、近隣の民間事業者も増加いたしましたことから、若干供給過多の状況にあると思われるところでございます。

こうしたことから、これまでデイサービス事業における本市の先鞭役としての役割は終えつつあると判断いたしまして、民間事業者が近隣にない泉、五家荘地域を除きまして、坂本、鏡及び東陽地域におきまして、本市が行っておりますデイサービス事業を廃止するものでございます。

3番目の施行期日につきましては、廃止の予定を平成31年3月31日といたしているところでございますので、平成31年4月1日からの施行ということにいたしております。

次の2ページにつきましては、各地域福祉センターなどで行っております事業につきまして、今回、改正に伴います事業の変更内容をまとめたものでございます。

また、3ページにはその改正内容の詳細を記載しておりますので、こちらで順次説明をまいりたいと思いません。

なお、4ページ以降につきましては、新旧対照表を添付いたしているところでございますが、説明のほうは省略させていただきます。

では、まず3ページの1点目でございますが、まず、デイサービス事業の廃止に伴いまして、実施事業の変更などを行います。これは、坂本地域福祉センター及び東陽地域福祉保健センターの条例に規定されております実施事業の中から、デイサービス事業の廃止に伴いまして文面を削除するものです。また、単独で設置条例を設けております鏡老人デイ・サービスセンターにつきましては、条例そのものを廃止いたします。

2点目は、デイサービス事業の廃止に伴いまして休館日の変更でございまして、これまでデイサービス事業を実施する関係上、坂本、東陽、鏡の地域福祉センターなどでは土曜日と祝日につきましても開館をいたしてはおりますが、デイサービス事業を廃止することに伴いまして、これらを休館日とするものでございます。

3点目は、デイサービス事業廃止に伴いまして使用料の変更で、これは、坂本の地域福祉センターで、デイサービス利用の時間帯の合間で入浴設備を利用する場合の一般利用料金を設定をいたしてはおりますが、事業廃止に伴いまして入浴設備も使用しなくなることに伴いまして、一般利用料金の設定を廃止するものでございます。また、鏡の老人デイ・サービスセンターにおきましても同様に、施設廃止に伴いまして、一般利用を廃止するものでございます。

次に4点目は、各地域福祉センター等の施設間の規定の統一でございまして、鏡地域福祉センターの利用時間を、ほかの地域福祉センターに合わせまして午前9時から午後5時までに変更するほか、年末年始の休館日を12月の29日から翌年1月3日に統一する変更、あるいは利用権譲渡などの禁止事項など、各施設間で統一されていなかった規定を統一するものでございます。

5点目のその他といたしまして、柿迫生きがいセンターの使用料につきまして、これまで同

センター条例施行規則のほうで金額を設定いたしておりましたが、他の施設と同様に、条例で規定するように修正を行っております。

以上が、議案第109号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正等についての御説明となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（橋本徳一郎君） デイ・サービスセンターが廃止になるということですけど、今まで利用されてた方、来年の3月ということですけども、そういった方の移行というか、そういった部分はうまくいってるのかなというのが1つですね。あと、もう1つ、閉館された後の施設利用ですね、はどのようなふうになるのかというのをお聞きしたいと思います。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） まず1点目の、今、利用されている方の説明等の状況ということでよろしいかと思いますが、現在ですね、社会福祉協議会のほうから各利用者さんのほうにつきましては御説明のほうを差し上げております。例えば週の何日かのうち2回程度は希望されるデイ・サービスセンターのほうを利用されたりとか、そういうふうにして、順次、移行についてですね、作業を進めているところでございます。

2点目の、施設の後の利用ということになりますが、現時点では後を何かに使うというような予定はございません。ただ、どうしても風呂の設備とかそういったものにつきましては、常時使っていないとどうしても衛生面とかの問題もありますので、この件については、まだ、今の段階ではそのまま使用しないで置いておくような状態になります。ただ、その後、こういうような使い方をしたいとかというような御意見等がもしあるようでしたら、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） 坂本の業者の方にもちょっと聞いたんですが、もう既に閉めるというのが聞いててですね、ケアマネさんももう、できるだけそっちじゃなくてほかのところというふうな話も聞いてますので、その話が割と浸透してるのかなと思ひまして。

○委員長（上村哲三君） 業者というと、民間のですか。

○委員（橋本徳一郎君） 民間のですね。はい。ちょっと私、話を聞くことができましたので。

○委員長（上村哲三君） 質問じゃないですね。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 鏡デイ・サービスセンターのですね、一般入浴も廃止ということになっておりますけど、実はですね、鏡は4月ですね、鮎取りの神事ちゅうことで鮎取り祭りがあつとですよ。その参加した方々は、この福祉センターのほうでですね、そこでお風呂に入ってきてきれいに洗い流すということを今までしておったんですけれども、その辺のことについてはどのような対応ば考えておられるんですかね。

前はですね、あつたんですよ、鏡にも公衆浴場が。ところがもう鏡のところのデイ・サービスセンターができて、風呂を一般に利用させるようになってから、その風呂屋のほうももう廃業してしもうて、今は1軒もないもんだから。お願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） まだちょっと個別のことになりますのでですね、またそのとき改めてそういう御相談があれば検討させていただきますと思いますが、先ほど課長も申しあげましたように、もうお風

呂の設備そのものはデイサービスで使わないということになりますと、管理、メンテもしない状態になっておりますので、使える状態にあるかどうかというところもですね、一つの判断基準になるのかなとは思ひますが、まだちょっと今の段階ではですね、その部分をどうしますというふうな明確なお答えがちょっとできませんので、申しわけありません。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（鈴木田幸一君） よかです。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） ちょっと確認でお聞きしたい部分がありました。今、社協のほうにですね、指定管理委託されてるということでしたけれども、年間でいいです、済いません、確認です。幾らで出しとったですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 済いません、30年度の予算でいきますと、全施設で合わせまして4900万程度になります。これは30年度予算ということになりますけれども、このうちですね、坂本が、地域福祉センターが350万程度、デイ・サービスセンターが今回廃止になりますのが1215万7000円となります。鏡につきましては、デイサービスにつきましてが42万6000円のマイナスになりますが、これも廃止となります。東陽につきましてが288万2000円となります。

デイサービスの分につきましては、今回廃止することに伴ひまして、この分は来年からは必要なくなるということになります。

○委員（野崎伸也君） わかりました。社協とのですね、廃止するということになると、今言われた金額のほうは来年から減りますよということですので、社協のほうも運営的にちょっと困られる部分があるんじゃないかなと思つたんですけれども、何かそういった話し合いの中で、社協からの何か提案とか何かいろいろ、御意見

とかはありました。ありませんか。なからんば別によかですけど。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 野崎委員さんお尋ねのように、今回、デイサービスのほうを廃止するというに伴いまして、社協としてはそれだけ委託料収入はなくなるということになります。それ以上にもともとの経費のほうがかかっておりましたということがございますので、そのあたりも今度、社協のほうの負担がなくなるということになりますので、プラスとマイナスでいきますれば、若干社協にとっては経営状況自体はプラスのほうになる要素になるのかなということではあります。

ただ、残りの施設の指定管理等につきましては、また来年度に向けて、今、協議を行っているところでございますので、一応委託につきましては、現在の実際使っております経費等も考えまして、料金の設定を行いたいというふうに考えているところでございます。

○委員（野崎伸也君） 今の説明からいくと、社協さんのほうは委託を受けてたんですけど、いろいろ経費がかかっかって、そんなもうけとかそういうのはなかった、むしろマイナスだったというようなことで、何か今、私は受け取ったんですけども、それがプラスマイナスで、今回、逆に社協のほうもよくなるというふうなことで理解してよろしいんですね。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 指定管理につきましては、こちらの方向で基準を設定いたしまして、金額を設定をいたして契約をするということになっておりますが、当然その後の介護報酬あたりの変動に伴いまして、社協にとりましてはプラスになるときもあればマイナスになるときもあると。現在、その全施設の中で合計で行っておりますけど、そのうち、やはりどうしても坂本あたりではもうかなり赤字の部分が大きかったということがございましたので、その分の負担というのが解消されるという

ことになりますので、そのあたりは社協の経営上としてはプラスに転じる要素ではあるというふうにご考えるところでございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ほかの施設の利用料の関係もちよっと今、言及されたんですけども、改定をまた考えてるというふうなところですかね。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 実際です。ね、利用料につきましては、地域福祉センター等につきましてはほぼ減免でございますので、利用料収入というのはほとんどない状況でございます。デイサービスの介護収入は今までありましたけども、それは指定管理の中で社協のほうの収入となっていたということですが、それにつきましてはもうデイサービスがほとんどでございます。実際の施設の利用料金というのはもう、ほぼ皆無に等しいという状況でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 今回のこのデイサービスの廃止って、やっぱり周辺部の地域なもんだから、非常に利用者というのは戸惑っておられると思うんですね。その中で、何かというと、やっぱり社協というのは非常に大きな位置づけを持っとったわけですね、逆に言えば。今回デイサービスが廃止されるということになれば、今後、社協の方向性というのをやっぱりしっかり、何て言いますかな、行政としてもある程度バックアップしていかないと、これはもうなくてはならない団体ではありますから。それについてはどうお考えでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 今、副委員長おっしゃったとおりですね、社協は地域福祉の核となる団体ということですね、非常に地域にとっては非常に必要な

部分であるということは十分認識いたしております。

社協のほうも経営状況等も苦しいというところもあって、今回、デイサービスとか介護保険事業からの撤退ということもあるんですが、その分、マンパワーのほうは地域福祉のほうに重点を置いて今後も事業展開をしていくということですね、八代地域、広いところですね、各市町ごとに社協のほうもですね、支所を置いているというところがございます。実際のところ厳しい部分はあるようではありますが、これまでどおりですね、住民の皆様にはそのあたりで不利益が生じないようにということですね、引き続き社協のほうの業務はとり行っていくというところでお話は聞いております。

○委員（橋本幸一君） 一例言いますと、日赤の募金とかいろんなことを社協さんがそれぞれの校区ごとにされとったんですが、あれは結局はどのような体系でこうなるんですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） そのあたりに関しまして、取り扱いが変わるといようなことは、今の段階では特に聞いてはおりません。今までどおり、社協の職員が各支庁には常駐しまして、受けていくと。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、今、それぞれの東陽、坂本、鏡については、社協の職員さんは常駐しておられるということで理解していいんですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 一応今回のですね、デイサービスの廃止に伴いまして、社協の支所というのはそのまま残ります。ですので、社協の支所には職員が必ず1名はいるような体制はとりたいというふうに考えておりますので、お話がありましたような日赤の募金だとか、そういったものにつきましても随時対応できるような体制はとりたいというふうに考えております。

○委員（橋本幸一君） いろんな国の施策の、

例えば介護、これ以上介護度が上がらないようにとか、予防介護といいますかですね、そういう方面でも恐らく社協の皆さん、頑張っていたことと思うんですが、私も今、それぞれの地区には残られるということで安心したわけですが、結局はそこにはまた人件費が発生するわけですが、その辺も今後の方向性としては私は賛成ですが、人件費の絡みについてはしっかり社協と八代市とは十分意思疎通されてですね、うまくいくような体系をとっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（上村哲三君） ただいまのは意見としてよろしいですね。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（上村哲三君） じゃあ、そのように捉えてください。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 意見があつたらお願いいたします。

○委員（橋本幸一君） 以前、事業仕分けで、かなり社協のいろんな、例えば福祉バスとか、あれが切られた経緯があるんですが、先ほど、今、言いますと、これから地域に根差した、それからいろんな、何と申しますか、介護度が上がらないようにとか予防介護にということ、地域に密着した事業だったらですね、もう一回事業仕分けで廃止になったあの項目を洗い出す必要があるんじゃないかな。

あの当時は、やはりデイサービスが非常にうまくいって、経費的にもかなりいい収益を上げておられたから、かなり切られたという感じがあるんですが、そこはまた、今、状況がこれだけ変わってくれば、その辺の見直しというのも私は必要だと思いますので、ぜひそこをお願いしたいと思います。

○委員（野崎伸也君） さっき橋本委員も言われたんですけども、社協のですね、存在意義と

というのが、やはりこれまでの社会福祉の関係も市に変わってですね、やっていただいていたってというような歴史もあるというふうに思うんですよね。いろんな分で民間がまだ出てこない中でいろいろなことを先駆的にやってきていただいたというのがあって、非常に重要な部分を担っていただいていたってというふうに思っています。

今後、いろんな部分で民間に任せられるものは民間にというようなことは進んでいくんだと思うんですけれども、社協のほうもですね、これまで以上にいろいろな、市のほうとですね、いろいろとタイアップしていただきながらいろいろ話もしていただきながらですね、社会福祉関係です、やはり重要な分をやはり担っていただく、今後もですね、団体だというふうに思いますので、しっかりとしたですね、話し合いをしていただきながら、一緒になってですね、進めていっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 福祉というとはもともと費用対効果、事業対効果というのを指すものではないというふうに日ごろから感じておるわけでありましてけれども、今回はダイサービスの廃止というとは、いろんな赤字とかが累積してどうしても運営が難しいということではありますが、やっぱり福祉ちゅうとはですね、費用対効果とか事業対効果ちゅうとはばかりは目指すものではないということはしっかり認識したところですね、うちの執行部の皆さんも再認識の上で今後の福祉について頑張っていたきたいなというふうに希望いたします。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・八代市坂本地域福祉センタ一条例等の一部改正等については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして、生活援護課長の角から御説明申し上げますので、御審議よろしく願いいたします。

○生活援護課長（角 竜一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）生活援護課の角でございます。どうぞよろしく願いいたします。では、着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は45ページになります。

説明のほうは、別紙でお配りしております資料のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、提案理由でございますが、平成30年6月8日に、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律というものが公布・施行されたことに伴い

まして、生活保護法におきましては、生活保護世帯の子供の大学、専修学校などへの進学を支援する進学準備給付金の支給制度が新設されました。

それに伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法におきましても、進学準備金の支給事務については個人番号の利用及び特定個人情報の提供ができる事務として追加されております。

そこで、本市におきましても、生活保護法及び番号法の改正とあわせまして、進学準備給付金の支給事務に関し、保有する特定個人情報を本条例で規定する個人番号利用事務において利用できるように所要の改正を行うものでございます。

改正箇所でございますが、新旧対照表をごらんいただきますと、特定個人情報の上から3段目、現行の生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報とされている部分に、改正案では、就労自立給付金の後に進学準備給付金を追加するものでございます。

条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第110号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙

手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書については写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時56分 小会）

（午前11時57分 本会）

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

-
- ・教育に関する諸問題の調査（学校施設のブロック塀について）

○委員長（上村哲三君） このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、学校施設のブロック塀について説明願います。

○教育部長（桑田謙治君） もうしばらく時間をいただきまして、学校施設のブロック塀の現状調査状況につきまして御報告をさせていただきます。

教育施設課長、有馬課長のほうから説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君）

こんにちは。教育施設課長の有馬でございます。よろしくお願ひします。

それでは、学校施設のブロック塀について、安全点検結果や今後の対応等について御報告したいと思います。着座にて御説明いたします。この内容につきましては、一般質問や補正予算説明等で部長、次長のほうから御説明しておりますけど、内容が重複しますことをお許しく下さい。

それでは、資料の1ページをごらんください。

まず1番目に、経緯と安全点検結果につきましては、大阪北部地震でのブロック塀倒壊による事故を受け、市立の学校施設47施設の全て、点検をしております。

その結果、ブロック塀を有する学校等が32施設ありまして、そのうち、ぐらつきがあるなど緊急な対応が必要なものはなかったものの、現行の建築基準法に適合していないものや、ひび割れ、損傷のあるものなど、安全性に問題がある学校等が26施設ございました。この26施設のうち、通学路に面しており、著しいひび割れがあるものや高さの基準を超えるものなど、特に危険性が高い小中学校9校について、今年度のブロック塀の改修を実施するため、今回の9月補正予算に計上したものでございます。

2番目の改修方法につきましては、既存ブロック塀を解体、撤去し、新たに金網フェンスを設置いたします。

3番目、事業費につきましては、今回の9月

補正分でございますが、3037万4000円でございます。

4番目のブロック塀の改修を行います対象施設は、小学校6校と中学校3校の計9校でございます。

ここで、資料の3ページの資料をごらんください。

上段でございますのが郡築小学校でございます。敷地の西側、正門のほうの道路沿いのブロック塀で劣化が進んでおります。高さは1メートルぐらいでございますけども、長さが101メートルございます。下段が八代小学校で、劣化が進んでいるものや、控え壁がなく、法に不適合なものがございます。

次の4ページをごらんください。

上段が昭和小学校です。敷地東側のブロック塀が劣化しております。下段が龍峯小学校です。敷地の西側と北側のブロック塀ですが、劣化に加え、高さが基準の2.2メートルを超え、2.4メートルの場所がございます。これはブロック塀のみじゃなくて、道路からブロック塀の一番高いところの高さがこの基準となります。そして、このブロック塀が石積みの上に設置してあるということで、基礎の強度に問題があると考えられます。

次の5ページをごらんください。

上段が麦島小学校で、敷地西側のブロック塀です。正門のところになります。劣化のほかに、控え壁が設置されているものの、控え壁の間隔が基準の3.4メートル以下よりも幅が広く設置されています。下段が有佐小学校で、敷地西側のブロック塀で劣化が進んでいる状況でございます。

次の6ページをごらんください。

先ほどお話に出ました、上段が第二中学校でございます。敷地の北側、正門のところのブロック塀です。長さが全部で204.5メートル、かなり長くなってございます。劣化のほか、

控え壁が法に不適合となっております。下段が第四中学校で、敷地南側のブロック塀で劣化や控え壁の法不適合であります。これは通学路には面しておりませんが、かなり劣化、中の鉄筋がさびて、爆裂で中が見えてる状況になっておりますけど、ぐらつきはない状況ではございます。

次の7ページをごらんください。

第七中学校の敷地西側のブロック塀です。劣化や控え壁の不適合がございます。

以上が9月補正予算に計上しました学校のブロック塀の状況でございます。

また、2ページのほうをごらんください。

平成31年度に改修を予定している学校施設であります。小学校が18校、中学校が10校、支援学校が1校、幼稚園が3園の計29校と3園で、合計の32施設でございます。この中には、今回補正予算に計上しております30年度の改修を予定している学校が重複していますが、今回補正に上げました30年度の改修は、各学校の中で特に危険性が高い部分のみを改修するものでございます。

5番目の今後の予定につきましては、学校等における全てのブロック塀32施設について改修する方針としております。その改修にかかる総事業費を約2億円と試算していることから、今回の補正を含め、来年度までの2カ年で改修を実施する予定としております。なお、財源としては、国の学校施設環境改善交付金、補助率3分の1でございますけども、や、起債を活用する予定としております。

教育委員会としましては、安全安心な教育環境を確保するため、速やかな対策に努めていきたいと考えております。

以上、学校施設のブロック塀についての説明を終わります。

○委員長（上村哲三君） 本件について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） このブロック塀の安全的な改修はもうぜひ必要と思いますけれども、この改修に当たっての、今の防犯上の状況はどのように考えておられますか。つまり、今現在の学校施設については、やはりもともとが防犯用に設置された状況があるわけですが、それを含めて改修の状況がつくられますかね。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） このブロック塀については、撤去だけとなりますと不審者の侵入等が考えられますので、撤去の工事と同時にですね、金網フェンスの設置をしたいということで、防犯上も問題がないように改修は進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 1つだけ。有佐小学校のですね、このブロック塀ですけれども、これは、例えば市の道路が狭いということで、道路を確保しながらブロック塀の位置を変えるちゅう考え方はないんですかね。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 今回の改修には、そこあたりは問題ないんですけれども、このブロック塀に面した道路幅が狭い道路に面したブロック塀も一部ございます。それにつきましては、建築基準法で道路幅を確保する必要があるところは、そこも考慮して改修のほうも考えたいというふうには考えております。

○委員（鈴木田幸一君） ということは、建築基準法内での道路拡幅って考えればよろしいわけですね。（首席審議員兼教育施設課長有馬健一君「はい」と呼ぶ）

わかりました。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、なければ、学校施設のブロック塀についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) ないようでしたら、4回目の管内調査の日程について協議をしたいと思います。

しばらく小会いたします。

(午後0時06分 小会)

(午後0時12分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

それでは、本委員会の第4回目の管内調査につきましては、10月26日金曜日に八代市立松高小学校、八代市立第五中学校、八代市立八代支援学校、くま川教室への調査を行うこととし、視察内容の詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会

いたします。

(午後0時13分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年9月11日

文教福祉委員会

委員長